

受精卵の凍結保存期間延長願い

Koba レディースクリニック 院長 加藤徹 殿

私たちは Koba レディースクリニック体外受精を施行し、受精卵(胚)を凍結保存しておりますが、この度以下の事項を了解した上で、当初契約の凍結保存期間（20 年 月 日まで）を過ぎて更に一年間凍結保存することを希望いたします。

※メールに記載されていた保存期限をご記入ください

- 1. 不測の原因により胚を完全に保管できぬ場合があること。
- 2. 胚の凍結保存期間は、その被実施者の一般的に認められている生殖可能年齢の範囲内とする。
- 3. 凍結保存しておいた胚の利用目的は被実施者と夫とのあいだの婚姻期間内における生殖行為においてのみ使用すること。
- 4. 胚の凍結保存が種々の理由により不必要になったときには、速やかに連絡すること。
- 5. 胚の凍結保存期間の契約は一年とし、さらに延長する場合にはその一年間の保管料を、期限を過ぎた翌1か月間のうちに支払うこととする。
- 6. 保存期限から1か月を経過しても、契約更新の意思表示のない場合は、凍結保存期間延長の意思がないと判断し法に準じて処理される。

20 年 月 日

住所 〒

氏名(妻) 印

ID:

氏名(夫, 事実婚の場合はパートナー) 印

————— Koba レディースクリニック記入欄 —————
保管料受領日 : 年 月 日
自費(窓口 ・ 振込) ・ 保険

OPU

----- きりとり -----

郵送する場合、右記の宛先を切り取り、
封筒に貼ってご利用ください

〒670-0935
兵庫県姫路市北条町2丁目18
宮本ビル1F
Koba レディースクリニック 宛